



消費者契約法は 消費者の利益を守ります

○不適切な行為で

結んだ契約は取り消す
ことができます。

消費者契約法では、次のような事業者の勧誘内容に問題があつて、困惑したり、勘違いして契約したと気がついたときから、六カ月のあいだは取り消しができます。

・不退去 自宅や職場に事業者が居座つて、帰るよう伝えているのに帰つてくれないこと
・監禁 消費者が帰りたいと伝えているのに帰らせないこと

・不実告知 契約の目的となるものについて、事実と異なることを事業者に告げられること

例 「事故車ではない」と説明され中古車を購入したが、実際は事故車だった。

・断定的判断 将来における変動が不確実なことについて、断定的な判断を提供されること

例 営業マンから「この外国債は当分円高にならないので、絶対もつかる」と聞いたのに、円高になって大損した。

平成13年4月1日施行

・故意の不告知 消費者に不利な事実を事業者がわざと告げないこと

例 南側に高層ビルが建設されると知っていた業者から「眺望・日当たり良し」と言われ、マンションを買ってしまった。

○消費者の利益を一方的に害する条項は無効です。

・損害賠償の責任を事業者が一切とらないうとする条項は無効です
・事業者の損害を上回る高額なキャンセル料や延滞金などを定める条項は無効です。

困ったときには
ご相談ください
■県生活センター
☎018-835-0999(相談専用)
■北秋田地方部県民室
☎0186-62-1251
■生活環境課 市民相談窓口
☎49-3111(内線214)
※いずれも時間は9時~16時で、土曜、日曜、祝祭日、年末年始は休みです。

国民健康保険証

4月1日から新しくなります

保険証の更新のため、3月下旬に新しい保険証を各世帯に郵送いたします。

4月以降に受診する際は、医療機関の窓口で新しい保険証を提示してください。なお、現在お持ちの保険証は4月以降に保険課国保係の窓口または各出張所までお返しください。

※新しい保険証が郵送されてから3月30日までの間に国民健康保険に関する異動(加入・脱退・転出など)の届け出をする場合には、新旧両方の保険証を必ず持参してください。

※修学のため市外に転出する(している)学生がいる場合は、保険証を分ける手続きを必ずしてください。届け出の受け付けは4月以降となります。その際、4月以降に発行の在学証明書が必要となります。

問 保険課☎49-3111(内線242,243)

4月から大館市の メールアドレスが変わります

今まで odateshi@mbf.sphere.ne.jp
これから info@city.odate.akita.jp

また、12月に開設しましたホームページ「大館市生涯学習支援」にメールアドレスを設置しました。ご意見・ご感想などがありましたら、こちらまでお寄せください。
メールアドレス kyouiku@city.odate.akita.jp

広報 市民リポーター 募集中

対象・18歳以上(高校生は除く)の市民
リポーターの仕事
編集会議への出席(年3回)
取材とレポートの執筆(年2回)
広報への提言や情報提供
リポーターの期間・5月~平成14年3月
応募方法

リポートしたい事柄2つとその理由をまとめ、住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号を明記し、左記までお送りください。
締め切り・4月13日(金) 消印有効
送り先
〒017-8555 大館市字中城20番地
「広報大館」市民リポーター係
問 総務課☎49-3111(内線258)



関西 方面への旅行・出張には 自由でお得な航空セットを

◇2泊3日(カジュアルコースの場合)
往復航空券+ホテル宿泊+朝食で
38,800円~68,800円

○申し込みは出発日の7日前までです。
申し込み、問い合わせは 市内各旅行代理店まで

あきた北空港 大阪(伊丹空港)便の時刻

あきた北発 14:30 ▶ 16:05 大阪着
大阪発 12:40 ▶ 14:00 あきた北着